

11月1日から電子契約の運用を開始！

本市では、これまで紙で取り交わしていた契約に代わり、インターネット上で契約を締結する「電子契約」を導入し、本日（11月1日）から運用を開始します。

発注者及び受注者の双方合意による電子化した契約書に、タイムスタンプ及び電子署名を付与することにより、クラウド上での契約締結が可能となります。

●対象

- ・契約課が発注する、130万円超の建設工事及び50万円超の建設コンサルタント等のうち、令和5年11月1日以降に公告するもの

●見込まれる効果

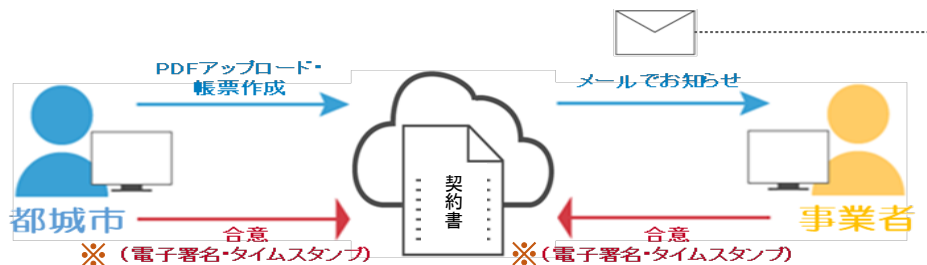
- ・契約書に貼付する印紙代が不要

<参考>

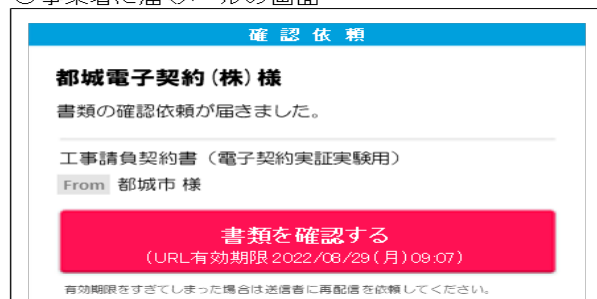
令和4年度印紙代 工事約380万円（軽減措置後）、建コン約75万円

- ・印刷製本、提出に要する時間短縮、交通費・郵便代等が削減
- ・インターネット及びメールを利用できる環境があれば、いつでも、どこでも利用可能

●利用サービス 株式会社弁護士ドットコム「クラウドサイン」



○事業者が届くメールの画面



※電子署名とタイムスタンプは、「誰が」「何を」「いつ」合意したかを証明します。改ざん防止による完全性と真正性を確保するものです。

【問い合わせ】 契約課 電話 23-2122